

## マンモス大学の初代インハウスとして

学校法人近畿大学総務部法務課・大阪弁護士会会員 **国本 聡子** *Kimimoto, Satoko*

## 1. はじめに

私のオフィスは関西を代表する中小企業の町、東大阪にあります。ビジネスマンが颯爽と歩く華やかなオフィス街やおしゃれなカフェとは無縁ですが、味のある通称「大学通り」と呼ばれる商店街を15分ほど歩くと、赤レンガの正門が見えてきます。

近畿大学……ここが私のオフィスです。

私が所属する総務部は約20名。総務部法務課(管理職1名、法務課員は私を含め2名)にインハウスとして勤務し丸3年が経過しました。企業内弁護士の数は2014年12月18日(67期一斉登録日)時点で1308名(大阪弁護士会業務改革委員会調べ)となりましたが、そのうち大学のインハウスは12名(国立学校法人9名、学校法人3名)です。

## 2. 近畿大学とは

そもそも、大学にインハウスのニーズなどあるのでしょうか。

まず、近畿大学と聞いて皆さんが思い浮かべるのは、おそらく「近大マグロ」でしょう。しかし……。

『近大にはマグロと並ぶ、ていうかそれ以上の研究成果もゴロゴロあるのに、マグロだけと思われているフシがある。これはあかんやん!』(2015年1月3日 関西地区5紙面のキャッチコピーより)

そうです。そのとおりなのです。

近畿大学は、1970年に始まった水産庁のプロジェクトに基づき2002年に世界で初めてクロマグロの完全養殖に成功しました。その他にも植物性廃棄物を再利用したバイオコークスの開発、私立大学最大規模の国際学部の設置、業界初のネット出願、資産運用……とチャレンジし続けた結果直近の2013年主要129校の決算報告

では、58%の大学の損益が悪化する中、帰属収益が100億円を超え、全国2位(2015年12月25日 日経新聞2面)となりました(2012年度は1位)。

このように、近畿大学は本来の教学部門に加え、業界に先駆けて色々な試みをする姿勢が強くなり、また研究の成果を事業化する動きも活発です。

そのため純粋な教育機関とは異なる法的リスクが潜伏しておりインハウスの需要と結びつたのではないかと思います。

## 3. 業務内容

(1) まず大学には教授・准教授等の教育職員と運営側のサイドの事務職員がいます。これに加え、契約職員・非常勤講師等様々な立場の人が働いており、縄張りの異なる民族が共存共栄を図っている……そのようなイメージです。

内部関係者の意見調整においても事前に法的リスクを踏まえた検討をしたいということで様々な決断の場に声がかかります。革新的なこととする場合は既存の法律・規制等の調査や組織内の各部署の利益調整が必要です。法的見解を一辺倒に示すだけでなく、そのような調整役を買うこと、法的リスクを回避しつつプロジェクトを進める積極的な提案をすることはインハウスが適任だと思います。

## (2) 労務関係

個々の教職員の労務問題や組合対応等人事部からは大小様々な法律相談がやってきます。相手方代理人との交渉や労働審判にも臨みます。

本学は2012年7月に法人倫理を扱う内部監査室を立ち上げましたが、ハラスメント通報案件の調査調停委員も務めています。委員長は法学部の教授ですが、こういったコラボレーションも大学ならではです。調査調停委員会の手続に

は裁判実務が活きてきます。調査後は、就労環境改善等の措置のため当事者の所属部署や人事部と連携を図りますが、インハウスは日頃から各部署の人間関係に明るいのでスムーズに連携とれるのもメリットかと思います。

### (3) 契約関係

本部キャンパス内にある部署、附属病院、水産研究所をはじめとする各研究所、各附属校等から様々な契約書が持ち込まれます。業務委託、技術提携、システム開発、著作権関係、事業譲渡、秘密保持、アドバイザー等その範囲は多岐にわたります。

契約書審査においては、想定している事業内容と齟齬がないか、反対尋問を行うイメージで担当者と打合せをします。顧問の法律事務所に対してはある程度問題点をピックアップした後でリーガルチェックを依頼しスムーズに決裁手続きを進めるようにします。

### (4) 生徒・保護者対応等

近畿大学は、幼稚園、小中高、看護専門学校併せて18の附属校を抱えています。各学校の校長や教頭から直接電話が入ってくることもありますし、教職員対象の研修も行います。傘下の学校とはいえ色々な特色があり、事前のヒアリングを通じ相手のニーズを把握します。研修で指導により頭の中で漠然としていた方法論を自分で確認することもできます。

これらは自分から積極的に働きかけ機会を作ること、業務化していている最中です。初代インハウスは自らニーズを発掘する社内営業的なセンスも必要ではないかと感じます。

### (5) 治験委員会

2013年度より附属病院医学部の治験委員をしています。毎回6件程度の新規治験依頼が製薬会社から寄せられ、プロトコル、概要書、同意文書を検証し、倫理的な側面の問題はないか、臨床実験の実施基準を定める厚生労働省令等に照らし問題はないか検討し、意見書を作成します。

### (6) 訴訟代理業務

顧問先の法律事務所と共同受任するケースもあれば、単独で受任するケースもあります。

単独で受任するものは、少額の案件や、外に出す点で費用対効果が見込めないと判断した案件が多くを占めます。実際にインハウスの立場で訴訟代理人業務をやってみて、大多数の企業は戦略的に訴訟代理人業務を外注していることがわかりましたが、総じて非常に大きな成長の機会となることが実感できました\*)。

## 4. 大学外の活動

### (1) 弁護士会の委員会業務

大阪弁護士会の法教育委員会、男女共同参画推進本部、医療委員会に所属しています。大学では弁護士は私一人なので委員会活動を通して他の弁護士の方と一緒に仕事をさせていただくのは貴重な機会です。2014年、法教育委員会では近大附属小学校と共催で法教育授業を実施しました。本業に関連する委員会に加入し連携をとると、双方にとってメリットとなり相乗効果が得られることを実感できました。

### (2) 会派活動

大阪弁護士会には役員選出の選挙母体の会派がありますが、その活動にも参加しています。会派での交流を通じて色々な弁護士の得意分野がわかります。今年会派内ではインハウス部会が発足し、会派内でもインハウスの認知度が上がってきたように感じます。

## 5. 最後に

近畿大学もそうですが、初代インハウスを迎えるような中小規模の企業のインハウスはやったことがダイレクトに肌で感じられ、やりがいがあります。

一方で、初代インハウスの中には、「何をしたらいいかわからない」と悩んでいる人も少なくないと思います。

そんなときは、法務が暇な会社は平和な会社であると肯定的にとらえて、地道にインハウスのニーズを掘り起こす過程自体を楽しんではいかがでしょうか。ちなみに、私が現在構想しているのは、就職支援を行うキャリアセンター・ロースクール・法務部が協働したロースクール生のリーガルクリニック企業法務版の実現です。

\*) インハウスが訴訟代理人となるメリットについて、梅田康宏『インハウスローヤーへの道』（レクシスネクシス・ジャパン、2013年）219頁以下